

児童聞き取り表（児童支援区分認定調査票） 回答の手引き

本手引きの判断基準を元に、お子さまの状態像に当てはまる項目を選択してください。どの項目に当てはまるか判断に迷われる場合は、障がい福祉課 障がいサービス係（TEL：0985-42-6442）まで、お気軽にご相談ください。また、本手引きは宮崎市ホームページ上にも掲載しております。

○ 医療的ケア

※該当する医療的ケアがある場合は、該当の番号を「児童聞き取り表」の医療的ケア欄に記入してください。医療的ケアがない場合は、空白のままで構いません。

1 人工呼吸器	2 気管切開の管理	3 鼻咽（いん）頭エアウェイの管理	4 酸素療法	5 吸引
6 ネブライザーの管理	7 経管栄養	8 中心静脈カテーテルの管理	9 皮下注射	10 血糖測定
11 継続的な透析	12 導尿	13 排便管理		
14 痙攣（けいれん）時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置				



市ホームページ

項目	設問	判断項目			
		I (介助なし)	II (一部介助)	III (一部介助)	IV (全介助)
1 食事	食事をする際に、大人の支援（手伝い）が必要ですか 場所（自宅と保育所・学校等）によって食事の摂取状況が異なる場合には、食べない状況を基に判断すること。 ※3歳未満は③一部支援が必要又は④常に支援が必要を選択。	①一人で食べることができる	②見守りや声かけがあれば食べることができる	③一部支援が必要	④常に支援が必要（過食・拒食・異食・反すう）
		<ul style="list-style-type: none"> ・食べこぼしも少なく、箸（補助箸を除く）を使用して自分で食べることができる。 ・年齢相応の食形態で、1日3食食べる習慣がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窒息や危険な行動がないか等、食事中的見守りや食事の進捗状況で声かけが必要である。 ・食事（給食）を他者と一緒の場所・時間に食べることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材を小さくする等の配慮や、時折食事を大人が口に運ぶ程度の支援があれば食べることができる。 ・スプーンやフォークを使えば食べることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の形態を柔らかくしたり、つぶしたりするなどの配慮が必要である。（栄養補助のミルクを摂取することも含む。） ・手づかみや食べこぼしが多くみられる。 ・窒息や椅子からの転落がないかを常時見守るなど、常に個別の対応が必要である。 ・大人が介助をするのを払いのける、食器や食材を投げるなどの行為がある。 ・他者と一緒の場所・時間での食事が難しく、個別の環境設定が必要である。 ・過食、拒食、異食行為、反すうなどがある。
2 排せつ	一人でトイレに行き、排せつができますか ※3歳未満は③一部支援が必要又は④常に支援が必要を選択。	①一人でトイレに移動して排せつすることができる	②見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる	③一部支援が必要	④常に支援が必要
		尿意、便意を感じとり、トイレでの排泄、ドアの開閉、着衣を下す、便座への昇降、姿勢の保持、排泄後のふき取り、体勢の変換、着衣を上げる、姿勢の保持、流水、手洗い、ドアの開閉など一連の行為を一人で行うことができる。	左記「①一人でトイレに移動して排せつすることができる」で示す行動について、声かけで行動することや、見守りで行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・大人がトイレ等に誘導することで排せつすることができるが、拭き取り等は支援が必要である。（オマルの使用でも可） ・「トイレ」等の単語やジェスチャーなどで、意思表示もしくは支援を求めることができる。 ・決まった場所でしか排せつをしたがらない場合（例えば、決まった便器や自宅であれば、排せつすることができる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・排せつをする際に、譲れないルールがある。 ・排せつ物を直接手で触ることや、トイレ以外の場所で排せつすることがある。 ・導尿・自己導尿の見守り、ストーマや摘便などの医療的な支援が必要である。 ・おむつや尿取りパットを使用している、自立しているがオムツを着用したがる、頻尿がある。 ・月経の対応に手伝いが必要である。

項目	設問	判断項目			
		I (介助なし)	II (一部介助)	III (一部介助)	IV (全介助)
3 入浴	<p>入浴の際には、大人の支援（手伝い）が必要ですか</p> <p>入浴に関する一連の行為とは、入浴前の脱衣から、入浴中の行為、入浴後の着衣までの行為をいう。</p> <p>※3歳未満は④常に支援が必要を選択。</p>	①一人で入浴することができる	②見守りや声かけがあれば入浴することができる	③一部支援が必要	④常に支援が必要
		<p>何らかの支援がなくても、一連の行為の全てを自分で行うことができる。</p>	<p>・一連の行為を、声かけで行動することや、見守りで行うことができる。</p> <p>・一連の行為を全て自分で行うことができるが、入浴の準備行為に時間を要する、又は入浴してもあがるまでに時間を要することがあり、見守りや配慮が必要である。</p>	<p>・一連の行為の一部を自ら行うことが難しく、部分的に支援が必要である。</p> <p>・「身体や頭髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、大人が部分的に手伝うことや、やり直しを必要とする。</p> <p>・感覚過敏があり、洗髪や洗顔、洗身に拒否を示すため、配慮が必要である。</p> <p>・石鹸やシャンプー、タオルなどにこだわりがあり、配慮が必要である。</p>	<p>・一連の行為の全てを自分で行うことができないため、全面的（常時）に支援が必要である。</p> <p>・一連の行為の目的や内容を理解していない。</p> <p>・「身体や頭髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、大人が全面的にやり直しを必要とする。</p> <p>・医療上の必要により入浴を禁止されており、配慮しながら清拭が必要、又はその他の事情で清拭しか行うことができない。</p> <p>・入浴する際に首の座りが悪く、体幹が弱いため配慮が必要である。</p> <p>・常時抱っこで入浴の必要がある。</p> <p>・シャワーを怖がる、浴槽を嫌がるなど、入浴への恐怖感がある。</p> <p>・洗髪や洗顔、洗身に強い拒否を示し泣くなどの状態が見られる。</p>
4 衣類の着脱	<p>着替える時に手伝いが必要ですか。汚れた時や濡れた時に自ら着替えることができますか</p> <p>※3歳未満は③一部支援が必要又は④常に支援が必要を選択。</p>	①一人で衣類の着脱ができる	②見守りや声かけがあれば衣類の着脱ができる	③一部支援が必要	④常に支援が必要
		<p>・衣類の前後を間違えることなく着用すること、靴の左右を間違えることなく履くことができる。</p> <p>・衣類や靴、靴下が汚れたとき、濡れたときに自分で気づいて着替えることができる。</p> <p>・場に応じた服装や気候に合わせた衣類を自分で選択できる。</p>	<p>・衣類の前後、靴の左右の間違え、ボタンをかける間違えることがあり、声かけや見守りが必要である。</p> <p>・場に応じた服装や気候に合わせた衣類を選択するには、大人の確認等が必要である。</p>	<p>・ボタンやファスナー等がある場合はサポートが必要である。</p> <p>・衣類の前後や靴の左右がわかるように目印をつけたり、着やすいように衣類を置いたりすることが必要である。</p>	<p>・一人で衣類を着たり、靴を履いたりすることが難しく、着脱衣をするときには概ね支援が必要である。</p> <p>・衣類が濡れたりすると、人前で衣類を脱ぐことや、感覚の過敏さから衣類の着用や靴下、靴を履くことを極端に嫌がったり、素材が限定されたりすることがある。</p> <p>・感覚の鈍感さから、衣類や靴、靴下が濡れたり汚れたりしても、着替えようとしないうちに支援が必要である。</p>
5 感覚器官 (聞こえ)	<p>物の音や人の声が聞こえますか</p>	①特に問題がなく聞こえる	②補聴器などの補助装具があれば聞こえる	③聞き取りにくい音がある/過敏等で補助装具が必要である	④音や声を聞き取ることが難しい
		<p>聴力に問題がない。</p>	<p>補聴器などの補助装具を使用することで、一定の聴力を保つことができる。</p>	<p>・聴力になにかしらの問題がある。</p> <p>・聴覚過敏で、イヤーマフ等の補助装具を装着することが必要である。</p>	<p>・補助装具などを使用しても、機能的に音や声を聞き取ることが難しい。</p>
6 感覚器官 (口腔機能)	<p>食べ物をよく噛んで飲み込むことができますか</p>	①噛んで飲み込むことができる	②柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる	③介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる	④哺乳瓶などを使用している/口から食べることが難しい
		<p>・前歯で噛みとり、奥歯でかみつぶすことができる。</p> <p>・調理方法等に特別な配慮が必要ない。</p>	<p>・食材や調理方法に工夫が必要である。</p> <p>・舌や歯茎で食事を押しつぶして食べることができる。</p>	<p>・介助の際、口唇にスプーンをあてると口を開き、口唇を閉じて飲み込むことができる。</p> <p>・丸呑みをしてしまう。</p> <p>・口蓋裂などへの配慮が必要である。</p>	<p>・口蓋裂・不正咬合（ふせいこうごう）などがある。</p> <p>・栄養摂取は、胃ろうなどの経管栄養で行っている。</p>

項目	設問	判断項目				
		I(介助なし)	II(一部介助)	III(一部介助)	IV(全介助)	
7 起居動作 (座位保持・寝返り・起き上がり)	座位保持、寝返り、起き上がりのいずれかにおいて、支援が必要ですか	①一人で起居動作ができる ・自分で起居動作のすべてができる。 ・座った状態で手を使って遊ぶことができる。	②つかまるなどすれば、一人で起居動作ができる ○座位保持 ・座る姿勢をセットすることが必要である。 ・座った姿勢を保つには、手で支えることが必要である(両手や片手で自分を支える)。 ○寝返り・起き上がり ・自分で寝返り・起き上がりはできるが、見守りや声かけ等の支援が必要な場合。	③身体に触れる支援が部分的に必要な場合。 ・支援者等による身体に触れる支援が部分的に必要な場合。	④全面的な支援が必要 ・支援者等による身体に触れる支援が全面的に必要な場合。	⑤一定の体位のみしか取れない
8 運動の基本 技能(目と足の 協応)	階段昇降・ジャンプ・ケンケンができますか	①ケンケンが3回以上 できる	②交互に足を出して階段を昇り・降りできる 足の着く位置を目で見確認してなくても、階段を昇ること、降りることの両方がスムーズにできる。	③両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる	④階段は同じ足を先に 出して昇る 階段を昇る際に、交互に足を出すことが難しい。	⑤どの動きも難しい 階段昇降・ジャンプ・ケンケンのどの動作も難しい。
9 運動の基本的 技能(移動)	一人で歩いて移動することができますか	①一人で歩くことができる 補装具を使用している場合には、補装具が身体に合っていて自分で歩行ができる状態である。	②一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である ・一人で歩くことはできるが、安定性やバランスの面で不安があり、見守りが必要である。 ・補装具を使用しているが、体の使い方にぎこちなさがある状態や補装具を使い始めて間もなく慣れていない場合である。	③一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助具が必要 ・一人で歩くことはできるが、安定性やバランスの面で不安があり、時折身体を支える等の支援が必要である。 ・補装具を使用しているが、転倒が度々みられる。	④一人で歩くことが難しい 車いすを使用している。	

項目	設問	判断項目					
		①支援不要	②週1回以上	③日1回以上	④1日に頻回		
10 激しいこ だわり	強く指示しても、止めても止められない行動がありますか	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートル離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。					
11 見通し (急な変化対応)	急な予定の変更があった場合、対応することができますか	①急な予定変更でも問題ない 急な予定変更を理解し、自発的に対応することができる。	②声かけがあれば対応できる 急な予定変更が生じると、最初は対応が難しい場面もあるが、個別に次の行動を伝える等を行うことで、対応することができる。	③視覚的な手掛かりがあれば対応できる 急な予定変更が生じると、声かけだけでは対応が難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て対応することができる。	④その他の工夫やサポートが必要 急な予定変更が生じると、声かけや視覚的な情報だけでは対応が難しく、他の工夫やサポートが必要である(例えばメロディやアラーム、体に触れて教えること等)。		
12 大声・奇 声を出す	時間と場所を選ばず大声・奇声を出したり、大泣きが何時間も続くなどがありますか	①支援不要 ・周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。 ・物などを使って周囲に不快な音を立てる場合。	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	⑤1日中	⑥絶えず
13 多動・行 動停止	思うとおりにならないと多動になったり、こだわって動かなくなることがありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日		特定の物や人(対象が明確でない場合も含む。)に対する興味関心が強く、思い通りにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなったりする場合。 【具体例】 ○多動 ・周囲と協調できず、絶えず動いてしまう。またはマイペースに周囲と無関係に動いてしまう。 ・常時走り回る、1箇所に留まることが難しい。 ・絶えず喋っている。 ・体の一部を常時動かしている。 ・5~10分程度であれば指示に応じることができるが、その後すぐ同じ行動を繰り返してしまう。 ・ゆっくりした行動が難しい。(例:歩くことができません、すぐに走ってしまう等) ・バランス感覚がアンバランスのために、転びやすい、怪我をしやすい、高いところから落ちやすい。 ○行動停止 ・本人の意思とは関係なく、次の行動に移ることが難しい。

項目	設問	判断項目				
14 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダなど高く危険なところに上るなどの行動がありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	
15 不安定な行動	急な予定変更でパニック状態になる等、落ち着きがなくなったり行動が停止するなどがありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	⑤パニックへの対応が困難
		<ul style="list-style-type: none"> ・予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。 ・不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動がある場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の物・人へ固執することで安定を図り、それが無くなったり、変更してしまうと不安定になってしまう。 ・パニック、突然泣き出すことがある。 ・突然の予定変更があると次の行動ができなくなる。また、不安になり落ち着きがなくなってしまうたり、行動が停止する。 				
16 突発的な行動	関心が強い人やもの（対象が明確でない場合も含む）を見ると、突然気になる方へ走っていきってしまう等、突発的な行動がありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	
		<ul style="list-style-type: none"> ・関心が強い人やもの（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然気になる方へ走っていきってしまう等、突発的な行動がある場合。 ・危険の認識が弱く、道路への飛び出しや自分の身体能力を超えた高さから飛び降りる等の行為がある場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・手にしたものを突発的に投げてしまう。 ・気になるものや事柄があると、大人から勝手に離れてしまい、迷子や行方不明になることがある。（常に見守りや防止するための環境設定が必要） ・気になることがある場合に、手を繋いでいても振り切り、気になる方に行ってしまう場合がある。 ・危険の認識が弱く、突発的に道路に飛び出したり、自分の身体能力を超えた高さから飛び降りる、熱いものなど危険なものに手を出してしまう。 				
17 激しい器物破損	ものなどを壊し、自分にも周囲にも危害がおよぶ行動がありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④1日に頻回	
		ガラス・家具・ドア・茶碗・椅子・眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にも周りにも大きいもの。服をなんとしてでも破ってしまうなど。				
18 危険回避行動	危険なことがわかり、気をつけることができますか	①自発的に危険を回避することができる	②声かけ等があれば危機を回避することができる	③危険を回避するためには、支援者の介入が必要である		
		自分で危険な物や場面を理解して回避することができる。		一人では難しいが、大人が声かけや視覚的な手がかり等で危険を伝えることで、危険を回避することができる。		
19 てんかん	てんかんに関する経過観察、診断、服薬、発作などはありますか	①なし	②てんかんの経過観察あり（服薬対応はしていない場合）	③てんかんの診断あり（予防の服用含む）	④発作が月1回以上	⑤発作が週1回以上
20 睡眠障がい	昼夜逆転の傾向がある、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなどの行動がありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	
21 異食行動	食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする行動がありますか	①支援不要	②支援が必要な場合がある	③週1回以上	④常に支援が必要（ほぼ毎日）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。 ・異食行動を未然に防止するため、異食しそうなものを周囲に置かないなど配慮が必要な場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・食べられないもの（例：石や砂、玩具類、腐った食べ物、地面に落ちて明らかに汚れている食べ物、酒類、洗剤類など）を口に入れる。 ・物を口に入れて感触遊びをしたり、確認したりする行為がある。 ・服の袖を噛んだり、紐を口に入れることがある。 				

項目	設問	判断項目				
22 過食・反すう等	過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がありますか（アレルギーを除く）	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	⑤ほぼ毎食
<ul style="list-style-type: none"> 過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。 食に関して特別な配慮事項がある場合。 <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食に関する行動上の問題 <ul style="list-style-type: none"> 過食、拒食（例：異常な量を食べる、環境の変化によって食べられなくなるなど）がある。 口に入れたものを飲み込めず、口に溜めたままにする。 際限なく水を飲み続ける。 極度な偏食（例：白米だけしか食べない等、特定の物だけしか食べない）あり、食事面で配慮している。 嘔吐を繰り返す。 ○食に関する特別な配慮 <ul style="list-style-type: none"> 宗教食対応が必要。 咀嚼（噛む行為）・嚥下（飲み込む行為）の課題があり配慮が必要。（例：きざみ、ミキサー食など） 						
23 アレルギー	アレルギー食対応はありますか	①支援不要	②特別な支援が必要			
24 排泄に関する強度の障がい	便を壁面になすりつける等の行為や、強迫的に排尿排便行為を繰り返すなどがありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	
25 自傷行為	自分を叩いたり、頭を床に打ちつけるなど、自分の体を傷つける行動がありますか	①支援不要	②該当行為がある		③常時見守りや個別対応等の配慮が必要	
<p>自分の体を叩いたり、頭を床に打ち付けたりなど、自分の体を傷つける行為がある場合。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の頭を叩いたり、床や壁に打ちつける。 自分をつねる。 傷口を触ったり、ほじったりして治らない。 自分で口に指を入れて嘔吐する。 衣服を破ることがある。 						
26 ひどく自分の体を叩いたり傷つける等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなどの行動がありますか	①支援不要	②週1回以上	③日1回以上	④1日中	
27 他人を傷つける行為	他人を叩いたり、物を投げたり、相手を侮辱して心理的に傷つけるなどの行動がありますか	①支援不要	②該当行為がある		③常時見守りや個別対応等の配慮が必要	
<ul style="list-style-type: none"> 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。 物を壊したり、物を投げたりする等、他人を傷つける危険性がある場合。 相手を侮辱する等、心理的に相手を傷つける行為がある場合。 <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る、押す等の行為がある。 物を壊したり、投げたりする行為がある。 暴言（バカ、死ね等）、相手を侮辱したり、からかったり、いじめたりする行為がある。 他人へ過剰な注意や干渉によるトラブルを起こす場合がある。 						

項目	設問	判断項目				
28 ひどく叩いたり蹴ったりするなどの行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動等がありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④1日に頻回	
29 乱暴な言動への対処法の有無	<p>他人を傷つける(可能性がある)言動に対し、対処方法がありますか</p> <p>パニックや、突発的な出来事に対して感情が抑えられずに相手に暴力をふるうことや暴言をはいてしまうこと、また自分を傷つける行為の有無。</p>	①乱暴な言動はほとんどみられない	②乱暴な言動がみられるが対処方法がある		③乱暴な言動がみられるが対処方法がない	④他人に恐怖を与える程の粗暴な行動があり、対応が困難である。
		感情が抑えられなくなることはほとんどない、又はあったとしても日常生活に大きな支障はない。	乱暴な言動があっても、特定の場所へ移動することや物を使用することにより長期化はしない、又は気持ちを鎮めることができる。		いろいろ工夫しても乱暴な言動の収束にすぐは結び付かない、又は一定の時間をかけて落ち着くのを待つしかない。	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。
30 不適切な行為	興味や関心が優先したり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為はありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	④ほぼ毎日	
		<p>興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見知らぬ人に対し、過度に親しげな振る舞いをする。(例えば、抱きつく、膝の上に座るなど) ・他人に急に接近したり、のぞき込んだり、体に触ったりする。 ・うそをつく。 ・断りもなく人の物を持ってきてしまう、盗む。 ・感情のコントロールに困難があり、些細な出来事で直ぐにかんしゃくをおこしたり、周囲の人とトラブルになりやすい。 ・意図的に保護者や職員等に従わず反抗する。また、過度な要求をする。 ・SNSなどで不適切な内容を発信したり、見知らぬ誰かと通信したりする。 ・自慰行為がある。 ・過度に人や物の臭いを嗅ぐ行為がある。 ・不適切な場所で放便・放尿がある。 ・意思が伝えられないために、友達を叩いてしまう、物を投げるなどの行為で表現する。 				
31 遊びや活動(トラブル頻度)	同年代の子どもと一緒に過ごす中で、トラブルが起こることがありますか	①ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる	②トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	③支援があっても、解決できる場面とできない場面がある	④トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自分の意見を伝え、相手の意見を聞いて、友達と一緒に解決することができる。 ・相手の気持ちを察して、相手に合わせる事ができる(トラブルなく過ごすことができる)。 	あらかじめ、本人が理解できる手段でそこでの過ごし方を伝えることや、双方の意見を聞く、解決方法を助言する等の支援があれば、解決することができる。	あらかじめ、本人が理解できる手段でそこでの過ごし方を伝えることや、双方の意見を聞く、解決方法を助言する等の支援があっても、解決することができる場面とできない場面がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の意見を聞き入れることが難しく、自己主張を続けることが多い。 ・トラブルが頻繁に起きる。 	

項目	設問	判断項目				
32 そううつ状態	気分が憂鬱で日常生活に支障をきたす、または気分の高揚により多動・多弁になるなどの行動がありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	<ul style="list-style-type: none"> 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。 気分の高揚により、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わること多く、社会生活に影響を及ぼす場合。 ※「そう」または「うつ」の、どちらかだけの行動に該当でも差し支えない。 【具体例】 ○うつに関連する行動 <ul style="list-style-type: none"> 前後の脈絡なく急に泣いたり、笑ったりする。 日常の活動への興味や意欲が感じられない。 自殺企図がある。 気分安定剤などの薬物を使用している。 睡眠に課題がありリズムが崩れやすく、睡眠が安定しない、まとまった睡眠がとれない。 (例：入眠できない、夜中に何度も目を覚ます、昼夜逆転等) 睡眠障害に関する診断や治療をしている。 ○そうに関連する行動 <ul style="list-style-type: none"> 気分の高揚、社交性の増大、多動・多弁、過度な興奮状態、怒りやすい。 	
33 2項関係(人対人)	楽しいときなどに、目を合わせることがありますか	①目が合い、微笑むことや、嬉しそうな表情をみせる	②訴えている(要求する)時は目が合う	③あまり目が合わない/合っても持続しない	④ほとんど目が合わない	<ul style="list-style-type: none"> 人との1対1の関係が成立している(経験していた)。 人に対する期待感、共感性がある。 <ul style="list-style-type: none"> 人との1対1の関係が成立している(経験していた)が、一方的な場面であることが多い、又は発信力が弱い。 人に対する期待感、共感性が弱い。
34 人との関わり(他者への関心興味)	親、友だち、支援者とやりとりすることや、相手からの働きかけに反応することができずか	①自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	②ごく限られた人であれば反応する	③自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある	④過剰に反応する、または全く反応しない	適度な距離感を保ちながら、自分から相手にやりとりを求めることや、相手からの働きかけに反応することができる。 特定の人であれば、関わりを持つことができる(パターンの関わり方も含む)。 自分から相手に働きかけることはほとんどないが、相手から関わられることに対しては、嫌がることはなく、反応することもある。 <ul style="list-style-type: none"> 一方的に、自分の思いだけを伝えようとすることや、相手が嫌がっても過剰に近づいてしまう。 相手が関わってきても、拒否を示すことや、無関心でほとんど反応しない。
35 反復的行動	物や行為にこだわり特定の行為を反復するなどの行動がありますか	①支援不要	②月1回以上	③週1回以上	ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとられる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> 物や行為にこだわり特定の行為を反復する(例：言葉やTVのフレーズを繰り返す、機械類をずっと見ていたり、気になると時や場所を選ばず寄って行ってしまふ、特定の玩具でしか遊ばない。) スケジュールや物の置く位置などが変わると混乱し元に戻すように求めたり、戸の開閉を過度に気にしきちんと閉まっていないとパニックを起こすため配慮が必要。 自分の気になることを、何度も聞き返す。 くるくる回るものやキラキラするものに集中し、動けなくなることがある。 回る物や紐などを常に持ち、それらを常に動かしている。 上半身を前後に揺らす、ジャンプを繰り返すなどがあり、時と場所に応じて配慮している。 日常生活の中で、決まったルーティン(例：服を着る順番が決まっているなど)を行わないと次の行動にうつれない。 日常生活の中で、決まった道以外を通るとパニックになる。 	

項目	設問	判断項目			
36 注意力	話を聞く場面や物事に取り組む際に、気が散りやすく集中できないことがありますか	①集中して取り組むことができる 気が散りやすい場面や、集中できない場面等、特に日常生活で気になることはない。 (こども本人も、周囲も困り感がほとんどない)	②部分的に集中して取り組むことができる 目につく所に気になるもの(玩具、テレビ、窓など)がある場合や、初めての場所である等、状況によって集中できないことがある。		③集中して取り組むことが難しい 集中することが難しいことや、注意が逸れやすいことがよくある。
37 見通し(予測理解)	見通しを立てて、行動することができますか	①見通しを立てて行動することができる 見通しを立てて自発的に行動することができる(周囲のサポートがなくても日常生活に支障をきたすことがない)。	②声かけがあれば見通しを立てて行動することができる わからないときもあるが、次の行動を声かけがあれば行動することができる。	③視覚的な情報があれば行動することができる 声かけだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば行動することができる。	④その他の工夫が必要 声かけや視覚的な手がかりのみでは不十分であり、その他の工夫やサポートが必要である(例えば音やアラーム、身体に触れて教える等)。
38 集団への参加(集団参加状況)	集団活動に参加することができますか	①指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる 全体への指示があれば、活動の内容、やり方、ルールを理解して、最初から最後まで参加することができる。	②興味がある内容であれば部分的に参加できる ・興味関心がある活動内容であれば、参加することができる。 ・最初から最後までは参加できなくても、部分的には参加することができる。	③支援があればその場にはいられる 本人が理解できる手段で、内容の説明等があれば、その場にいることができる。	④参加することが難しい ・支援があっても、集団活動には参加することが難しい。 ・強い拒否感を示す等その場にいることが難しい。
39 対人面の不安緊張・集団への不応	緊張状態が強く身体症状が出る、または感覚に過敏さがあるため、配慮が必要などがありますか	①支援不要	②月1回以上		③週1回以上 ・人との関係で緊張状態になり、集団生活の場面に参加できなかったり、参加しても行動に移せない場合。 ・緊張状態が強く、身体症状が出ている場合。 ・感覚に過敏さがあるため、特定の物しか食べられない、着ることができないなど配慮が生じる場合。 ※一定期間にわたって引きこもり状態である場合は、「週1回以上」を選択。 【具体例】 ・一定期間学校へ行けなかったり、事業所の中に入れなかったり、家に引きこもっている状態。 ・全くもしくは短時間しか集団参加できず個別に対応が必要。 ・新しい場所など慣れない場所に行くと動けなくなり、会話ができなくなる。 ・不安緊張が高まるとその場にいられなくなる、もしくはその場で動けなくなってしまう。 ・アイコンタクトが乏しく(話しているときや話しかけられているときに相手の顔を見ない)配慮を必要としている。 ・チック(目をパチパチさせたり、「オッ」など意図しないで声が出てしまうなど)など身体症状にあらわれている場合。 ・爪かみ、指しゃぶりがあある。 ・緘黙がある。 ・ファンタジーの世界に入ってしまう、やりとりが成立しない。 ・感覚過敏により日常生活への適応に困難があるため配慮が必要。(例:温度、食感、音が過剰に聞こえる、つま先立ちで歩く、光や色を過剰に感じる、皮膚感覚が過敏で同じ服しか着ることができないなど)

項目	設問	判断項目			
40 表出(意思の表出)	どんな方法で意志を伝えますか	①言葉を使って伝えることができる	②身振りで伝えることができる	③泣いたり怒ったりして伝える	④意思表示が難しい
		主に言葉で伝えることができる。	主に動作や指差しなどで伝えることができる(行きたいところに大人の手を引っ張っていくことやちょうだいなどの動作等)。	意思を伝えようとはするが、方法が適切ではない。泣いたり、怒ったり、奇声をあげるなど。	・意思を伝える気持ちがみられない(諦めている)。 ・意思を伝える手段がない。
41 コミュニケーション	他者に対する自分の意思の伝達に、どの程度の支援が必要ですか	①支援不要	②特定の者であればコミュニケーションできる	③会話以外の方法でコミュニケーションできる	④独自の方法でコミュニケーションできる ⑤コミュニケーションできない
		日常生活(新規の場所や初見の人でも)における口頭での自分の意思の伝達に支障がない場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れていない場面等では、口頭でのコミュニケーションが難しく配慮を必要とする場合。 ・コミュニケーションツール(絵カード、ICTの活用、PECS等)を利用すれば、自分の意思の伝達ができる場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・手話や筆談、点字等を用いている。 ・外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳アプリの導入等の配慮を行っている。 ・特定の人(保護者など)しか理解できないサインで意思を表現する。 ・特定の人(保護者など)としかコミュニケーションがとれない。 ・慣れない場所や人前では、表情が硬く話すことが難しい状態。 ・吃音がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール等を用いても、自分の意思の伝達ができない場合。 ・自分の意思の伝達ができているかどうか判断が困難な場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・会話のやりとりではなく、一方的に話しかけたり、テレビのコマーシャルの台詞などを独り言のように話したりするが、自分の意思の伝達ではない。 ・相手からの話しかけに、そのままオウム返しで返答している。(例:「わかった」という問いかけに「わかった」と返答するが、意味が理解できていない場合等) ・行動のみ自分の意思を伝えられる。(例:冷蔵庫の前に行く、他者の手を引いておもちゃを取らせる等) ・日常生活上パターン化された内容のみ、自分の意思を伝えられる。(例:ご飯と言う、おもちゃのみ指さす等) 	
42 説明の理解	他者からの説明の理解に、どの程度の支援が必要ですか	①支援不要	②支援が必要な場合がある(理解できない)	③常に支援が必要(理解ができているか判断ができない)	
		簡単な口頭での説明をおおむね理解し、うなずいたり、返事をしたりし、説明に伴った行動ができている場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明であっても理解できないことが多く、説明に応じた行動ができないことが多い場合。 ・コミュニケーションツールや手話等を用いると、おおむね理解ができる場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明を聞いてうなずいたり、返事をするが、その後の行動が伴わないことがある。 ・1つのことはできるが、同時に2つ以上のことを指示されると行動が困難になる。 ・コミュニケーションツールを用意することで、理解が促される。 ・ジェスチャーで補足すると理解が促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明も理解が難しい場合。 ・説明を理解できているか判断できない場合。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明をしても、うなづきや返事などが見られず、理解できていると考えられない、又は、理解しているのかを判断ができない。 ・日常生活の中で、パターン化された特定の行為(座る、食べる等)のみ理解できる。 	

項目	設問	判断項目		
43 読み書き	読み書きにおいて支援が必要ですか	①支援不要	②支援が必要な場合がある	③常に支援が必要
	※3歳未満は③常に支援が必要を選択。	何らかの支援がなくても、文字の読み書き及び意味の理解ができる。	<ul style="list-style-type: none"> 文字の読み書き及び意味の理解の一部を自分で行うことが難しいため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を含む）が必要である。 一部理解することができるが、見守りや口頭で補足の説明が必要である。 書くことは難しいが、パソコンやタブレット等の代用手段を使用すればできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 文字の読み書き及び意味の理解に関して全面的に支援が必要である。 文字では理解できず、コミュニケーションツールを使用することで理解できる。 文字に興味を示さない。 学習障害の診断がある。 外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳を行う必要がある。

※以下の項目は、中学生・高校生のみ対象です。

項目	設問	判断項目		
		支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
44 コミュニケーション（言葉遣い）	自分の気持ちを伝える際に、相手や場所、場面に合わせた言葉遣いや態度をとることができますか	①適切な言葉遣いや態度で表現することができる	②時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる	③ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい
		<ul style="list-style-type: none"> 屋内や屋外での声の大きさ、親しい間柄であっても敬語を使用することができるなど、正しい言葉遣いをすることができる。 場所や相手によって言葉使いを使い分けて表現することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 場所に合わない声の大きさで話すこと、又は声が小さくて聞き取り難いことがある。 声量の調整は難しいが、場所や相手によって言葉を使い分けて表現することができる。 場所や相手によって言葉遣いを分けること等を理解していると思われるが、気分によって難しいことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 敬語を使うことはできないが、態度で表現することができる。 乱暴な言葉使いが多い。 一方的な発言が目立つ。 相手から気持ちを確かしてもらったり、代弁してもらったりなど配慮がなければ表現することが難しい。 自分の気持ちを伝える際に支援（環境調整）が必要である。
45 コミュニケーション（やり取り）	自分のことを伝えるだけでなく相手の話を聞く、又は聞くようにしますか	①やり取りをすることができる	②配慮があればやり取りができる／やり取りをしようとする	③やり取りをすることが難しい
		<ul style="list-style-type: none"> 言葉どおりに捉えず、やり取りをすることができる。 トラブルにならないようなやり取りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 口頭の質問に対して「はい」、「いいえ」などの返答はできる。 聞かれたことには答えることができる。 視覚的な提示や細かな質問、選択肢があるなどの配慮が必要である（配慮があれば答えることができる）。 	<ul style="list-style-type: none"> 一方的な主張のみ繰り返してしまうことが多い。 トラブルになるようなやりとりが多い。 他者に関心がない。
46 コミュニケーション（集団適応力）	同年齢の集団に所属し、集団のルールや相手の感情を察知・理解して遊ぶことや、活動に参加することができますか 所属する集団とは、事業所、学校のクラス集団とする。	①参加することができる	②たまに参加することができる	③ほとんど参加することがない
		<ul style="list-style-type: none"> 同年齢の集団に所属し、活動に参加することができる。 支援が不要で、集団の暗黙のルールや雰囲気気づき、自ら集団の中で過ごすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の暗黙のルールや雰囲気気づきにくい、支援者が言葉かけを行うことで気づき、理解することができる。 所属する集団の主たる支援者（担任・担当）が対象児の特性を理解し配慮することで集団へ参加することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の暗黙のルールや雰囲気気づきのが難しく、支援者の直接的な支援が必要である。 所属する集団の構成員（児童）に対象となることについて理解してもらうことが必要である。 所属する集団の規模（小グループ化）や構成員（年下のグループにする）等の配慮が必要である。

<文書取扱>
〒880-8505
宮崎市橋通西一丁目1番1号
宮崎市 福祉部 障がい福祉課 障がいサービス係
TEL：0985-42-6442